

千葉県組織改正の概要



千葉県では、東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かし、スポーツと文化を振興し本県の発展につなげていくため、令和4年度に、環境生活部に「スポーツ・文化局」を新設しました。

局には、県民生活・文化課から文化部門、**教育庁文化財課から学芸部門を移管**し、「文化振興課」を新設するとともに、**教育庁から美術館、中央博物館、現代産業科学館、関宿城博物館及び房総のむらを移管**し、文化・芸術振興の一体的な推進を図ります。

○スポーツ・文化局の新設 Q&A

- ・ **教育庁からスポーツや美術館・博物館を移管して知事部局に新たに局を設ける理由は何か。**

（略）併せて、美術館・博物館を教育庁から知事部局に移管することにより、文化・芸術振興の一体的な推進、県有文化施設の効率的効果的な運営を図るとともに、美術館・博物館を活用した地域振興や観光・産業振興などについて検討を行います。

- ・ **局の新設により、どのような取り組みを強化していくのか。**

（略）また、千葉の文化芸術に係る魅力の発信を強化し、優れた文化芸術活動や伝統文等の継承・発展につなげるとともに、美術館・博物館の活性化等を検討してまいります。

○ 新しい博物館登録制度において、千葉県が定めた審査基準はどのようなものか。

- ・ 登録博物館の審査基準は、令和5年2月10日に公布された博物館法施行規則で定める基準を参酌して、県教育委員会が定めることとなっております。
- ・ これらの基準は、登録博物館において、全国一律で担保すべき最低限の基準を国が示したものであり、この基準よりも低い基準や、登録のハードルとなるような高い基準を設けることは望ましくないと考えております。
- ・ 昨年度末には、国から、より望ましい博物館活動についての基準も示されました。県では、この基準を参考としながら、県内の博物館において、その水準の維持・向上を図られるよう支援してまいります。

千葉県における博物館に関する事務



【知事部局に移管※1】

- ・県立博物館5館8施設の設置、管理、廃止
- ・博物館協議会の設置、運営

※1 移管・・・地教行法23条1項により、教育委員会の事務を知事部局に移管したもの

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるものの設置、管理及び廃止に関すること。

●千葉県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例

第二条 次の各号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

一 次に掲げる社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関すること

イ 千葉県立美術館 ロ 千葉県立中央博物館 ハ 千葉県立現代産業科学館 ニ 千葉県立関宿城博物館 ホ 千葉県立房総のむら

【スポーツ・文化局長が補助執行※2】

- ・博物館の登録、博物館に相当する施設の指定、取消し
(県内 登録博物館 36館、相当施設 9施設、類似施設 約60施設)
- ・学芸員への研修
- ・私立博物館の指導・助言等

※2 補助執行 地方自治法180条の7により、教育委員会の権限に属する事務を、知事部局職員（スポーツ・文化局長）が補助執行するもの

●地方自治法 第一百八十条の七 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員をして補助執行させることができる。

千葉県における博物館登録事務の実施状況

千葉県では、再登録の経過措置 期限である令和9年度末までに、県内39館ある登録博物館(新規登録希望3館を含む)に意向調査を行い、各施設が再登録を希望する時期を勘案した上で、計画的に再登録手続きを進めているところです。同様に9件の博物館相当施設についても、指定博物館への変更や登録博物館への引き上げについて手続きを行う予定です。

また、再登録館及び新たに追加された館へ、登録要件確認のための定期報告等についての事務も進めています。

◎社会教育の観点、政治的中立性、安定性・継続性の担保の観点から、当該事務についてどのように考えるか

1. 社会教育の視点

博物館は、地域の歴史や文化、自然科学などの資料を収集・保管し、一般公衆の利用に供することで社会教育の振興を図る重要な機関。

2. 政治的中立性

文化財や歴史的事実、科学的知見を扱うにあたっては、特定の政治的・宗教的立場に偏向しないことが強く求められる。

3. 安定性・継続性

博物館における「収集・保管」「展示」等の様々な活動は一朝一夕で成し遂げられるものではなく、未来に向けて継承されるべきもの。

※こうした、教育庁時代に培われた視点を継続するために「基本構想」や「みらい計画」のような基本計画を策定し、目指す姿や理念を示した。

◎文化に関するその他の事務やまちづくりに関する事務との連携の観点から、当該事務についてどのように考えるか

1. 文化に関するその他の事務との連携

「千葉県文化芸術推進基本計画」に、県民が文化芸術に親しむための基盤の整備・充実に掲げ、博物館の機能の充実・多面的な活用を明記。地域内の他の文化財や文化芸術活動、学校教育などと有機的に結びつくことで、地域全体の文化力を底上げを図る。

2. まちづくりに関する事務との連携

博物館を地域の文化活動の拠点「核」として位置づけ、観光資源としての活用や文化芸術による社会包摂を実現する場としての利用など、地域に開かれた事業展開を支援する。

※観光振興、産業活性化、福祉、防災など、まちづくりなどの政策全般にコミットさせるため、関係課や多様な主体と連携することを意識。